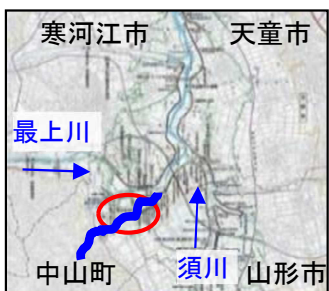


石子沢川流域治水勉強会について

令和6年1月24日更新

令和2年7月豪雨等の近年洪水及び気候変動に伴い高まる水害リスクを踏まえ、石子沢川流域における流域治水対策等の取組について中山町・山形県・国が連携し、流域の特徴及び被害形態等を十分に踏まえた、治水安全度向上の為の検討を行った。

令和2年7月豪雨における浸水状況



第1回(R3.12.13)

■ 目標

H18石子沢川総合治水対策実施状況
最上川流域治水プロジェクト取組メニュー
石子沢川流域の特徴・被害形態

中山町防災まちづくりと連携
した各種取組の方向性の検討

■ 開催状況



新たな取組による石子沢川流域の治水安全度向上

第2回(R4.3.15)

■ 勉強会の内容

- ①流域治水メニューと進捗状況の確認
- ②補助制度・他流域の事例共有
- ③避難確保計画の概要・策定状況の確認
- ④リスクの分析評価と防災指針の策定について

■ 開催状況



第3回(R4.8.29)

■ 勉強会の内容

- ①中山町流域治水メニューの進捗確認
- ②多段階浸水図(内水氾濫)の作成について
- ③特定都市河川制度について 等

■ 開催状況



先例地視察 福島県釈迦堂川等(R4.10.27)

■ 勉強会の内容

- ①流域治水の取組現地視察(公園改修による雨水貯留施設など)
- ②特定都市河川に関する意見交換(郡山市、福島県、福島河国)

第4回(R4.12.21)

■ 勉強会の内容

- ①特定都市河川指定時期・検討体制・スケジュール等の確認
- ②石子沢川流域における砂防事業実施状況

■ 開催状況



第5回(R5.3.15)

■ 勉強会の内容

- ①石子沢流域治水勉強会の経緯と成果について
- ②「特定都市河川」の制度活用を視野に入れた流域治水の取り組みについて
- ③石子沢流域における水害リスク情報の充実に向けた取り組み

石子沢川流域の特定都市河川・特定都市河川流域の指定について

第5回石子沢川流域治水勉強会を開催

広報なかやま(令和5年4月号)

「特定都市河川」指定を目指し

さらなる連携を確認

令和2年7月豪雨など、近年、激甚化する自然災害への対応が迫られている中で、町は、石子沢川流域における流域治水対策等の取組みについての勉強会を、令和3年12月に国と県の協力を得て立ち上げました。

3月16日、第5回石子沢川流域治水勉強会が開催され、各機関における流域治水の取組みの進捗状況および各種制度の確認を行いました。同勉強会において、町は、「特定都市河川」の制度活用を視野に流域治水の取組みに向けて検討を進めていくこと」「町として安全安心な社会の実現に向け、行政と町民が丸となって取り組んでいくこと」「国・県・町と連携した流域治水の取組みの実現のため、一層の支援・協力をお願いしたいこと」の3つを宣言し、令和5年度内の「特定都市河川」指定を目指し、国・県・町が連携を強化していくことを確認しました。

石子沢川が指定を受けることにより、流域水害対策計画に位置付けられるハード対策の強化や、浸水被害防止区域や貯留機能保全区域の指定ができ、国や県の支援制度を受けられるなど、幅広い浸水被害対策を進めることが可能となります。



各機関が意見を交わしました

最上川水系流域治水協議会

実施状況

開催日時

令和5年7月31日(月)10:00~12:00

開催場所(WEB会議)

山形河川国道事務所 2階大会議室

新庄河川事務所 2階大会議室

酒田河川国道事務所 2階小会議室

出席者

国・県・市町村・(株)東北電力・土地改良
流域の63機関が参加(欠席1機関)

協議会内容

トップセミナー:減災Days 細谷真紀子氏「防災・減災はいのちを守った先の笑顔のために」
<議事>

(1)意見交換

首長より、流域治水の取組に関する各市町の課題点や工夫について報告

(2)各協議会の幹事会に関する報告

「各協議会規約改定」及び「減災対策協議会幹事会等に関する報告」について了承

(3)情報提供

「流域治水プロジェクト2.0」「石子沢川特定都市河川の指定」に関する情報提供

「流域治水の取組の見える化の推進について」に関する情報提供

「流域治水取組事例集(東北地整版) ver.1(内部検検討資料)」に関する情報提供

意見等抜粋

- 最上川水系流域治水協議会において、石子沢川を先行して、令和5年度内の特定都市河川に指定し、他河川のモデルとなるよう流域治水の取組を進めていくことを説明。
- 石子沢川流域の大部分を占める中山町長からも、近隣自治体への広域避難、流域住民の意識改革も含めて、先進的な取組みになるよう関係者の協力頂ながら進めていきたいと発言があった。
- 参加した市町村長・関係機関からは了解をいただいた。

特定都市河川の指定資料抜粋



山形県内 各水系流域治水協議会及び各河川大規模氾濫時の減災対策協議会 合同協議会

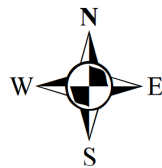
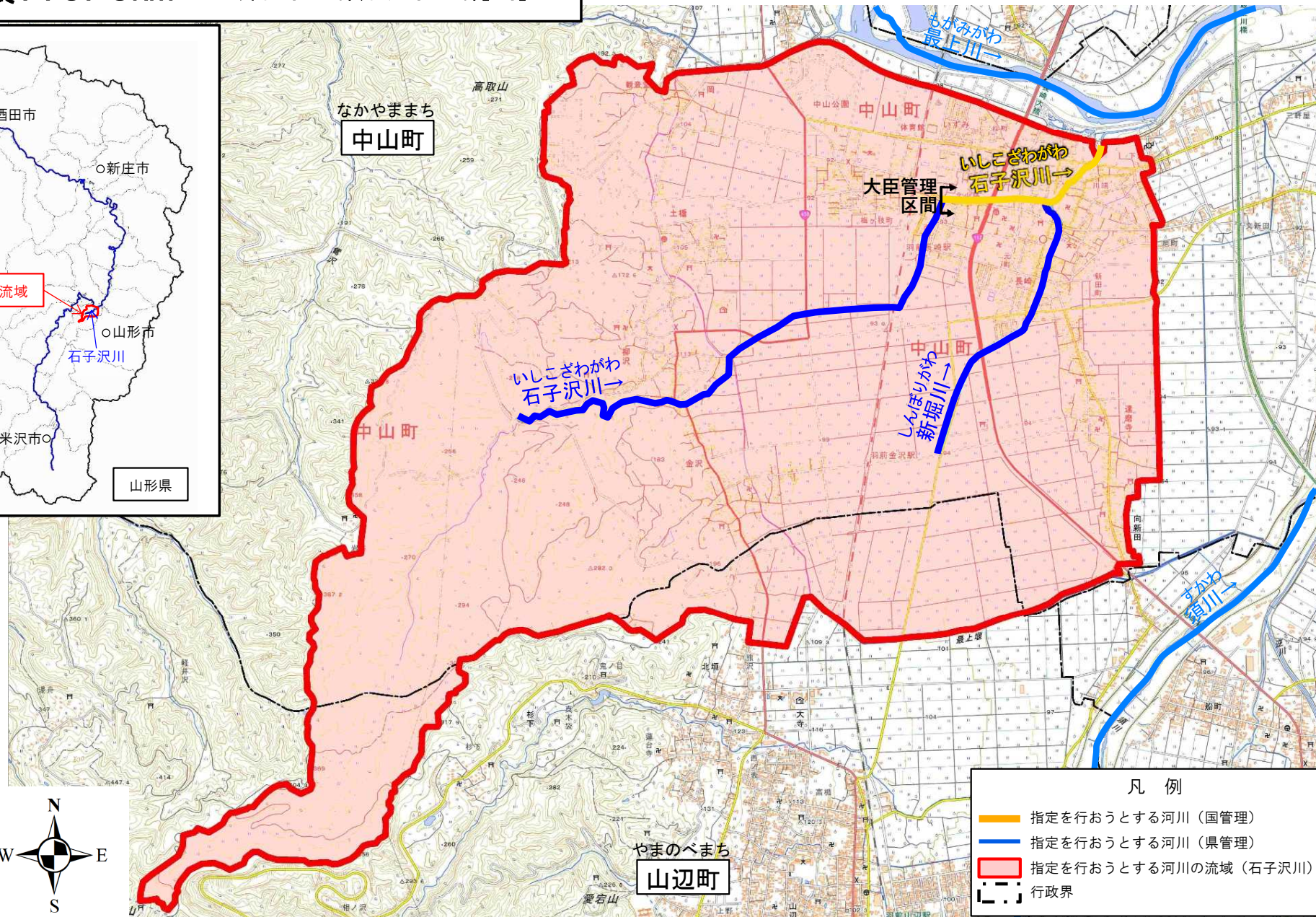
トップセミナー講師：
減災Days 細谷真紀子氏

石子沢川流域の概要

河川区間: 最上川水系石子沢川等の計2河川

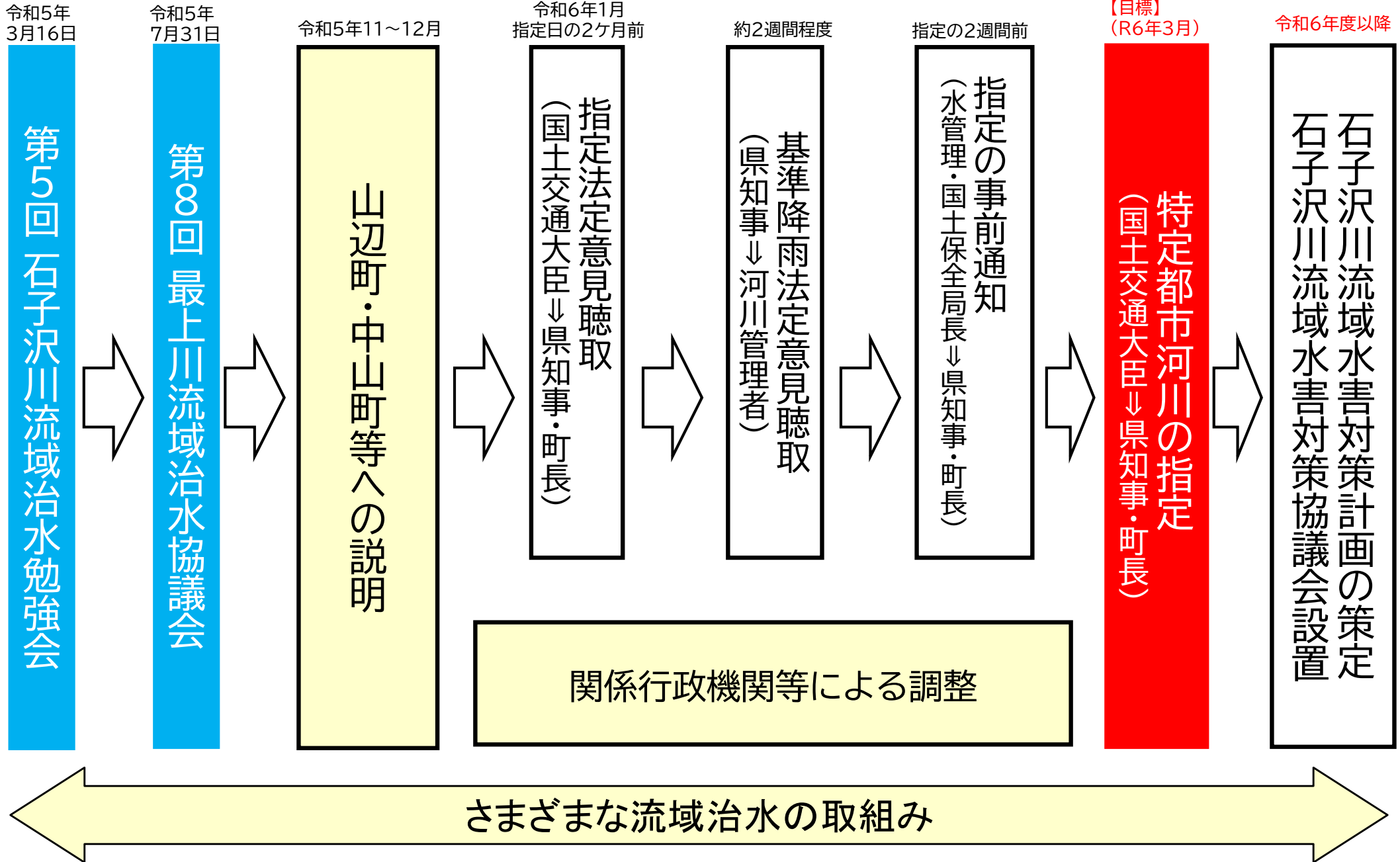
流域面積: 16.6km² (中山町の一部、山辺町の一部【2町】)

位置図



凡例	
	指定を行おうとする河川 (国管理)
	指定を行おうとする河川 (県管理)
	指定を行おうとする河川の流域 (石子沢川)
	行政界

石子沢川流域の特定都市河川指定に関するスケジュール



石子沢川流域住民の生命を守るため

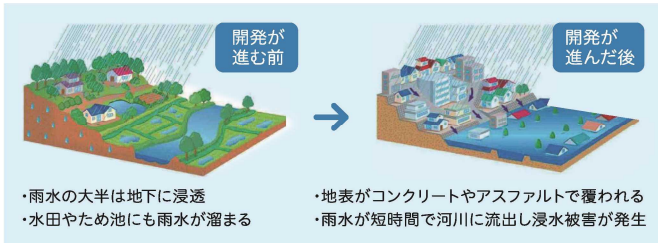
石子沢川を令和6年3月に**特定都市河川**に指定することを目指します。

1. 石子沢川の現状

令和2年7月豪雨をはじめとして、石子沢川流域では市街化の進展によりたびたび浸水被害を受けています。最上川と石子沢川の合流点には、最上川からの逆流を防ぐため古川水門が設置されておりますが、最上川の水かさが増えると石子沢川の水が最上川に排水できなくなり、行き場を失った水により内水被害が発生しています。

今後、温暖化に伴う気候変動等の影響による降雨量の増加等を考慮すると、石子沢川流域全体において浸水被害の軽減を図る対策を進める必要があります。

■市街化による雨水流出量増大のイメージ

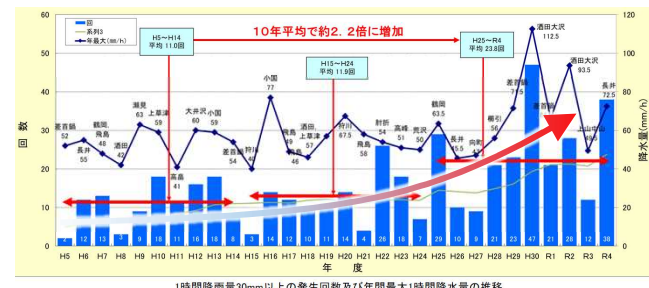


■令和2年7月豪雨による浸水被害



令和2年7月29日9時撮影(中山町提供)

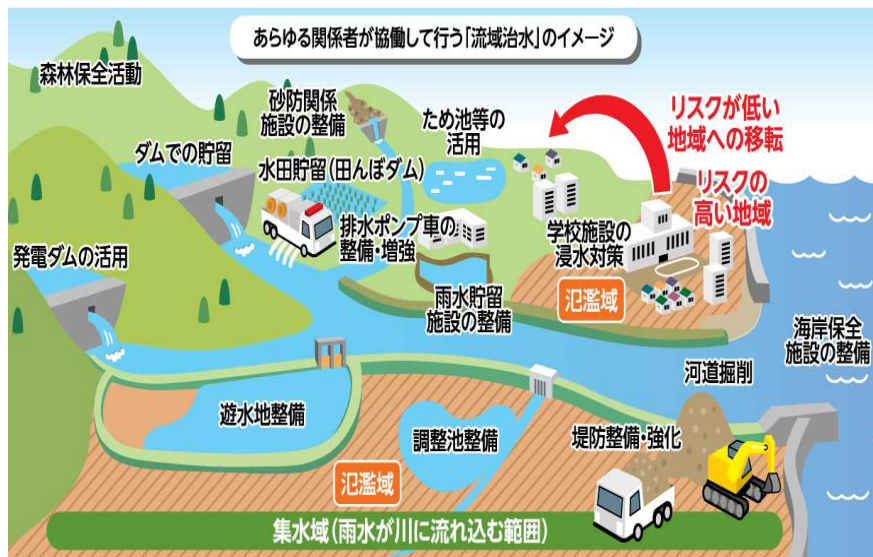
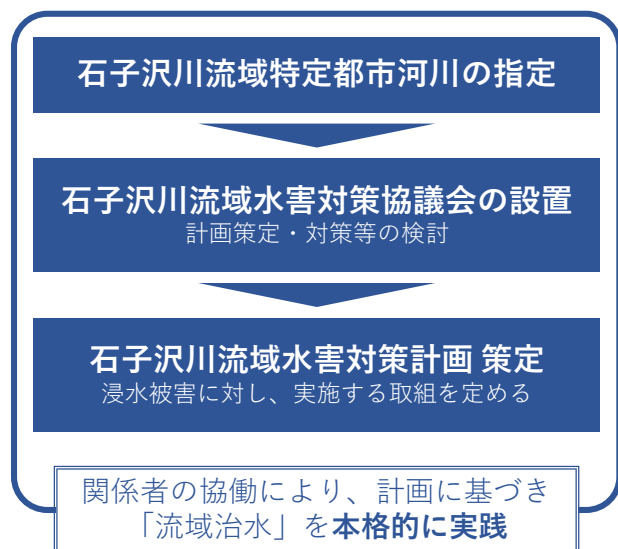
■水害の激化・短時間豪雨(30mm/h以上)の発生状況



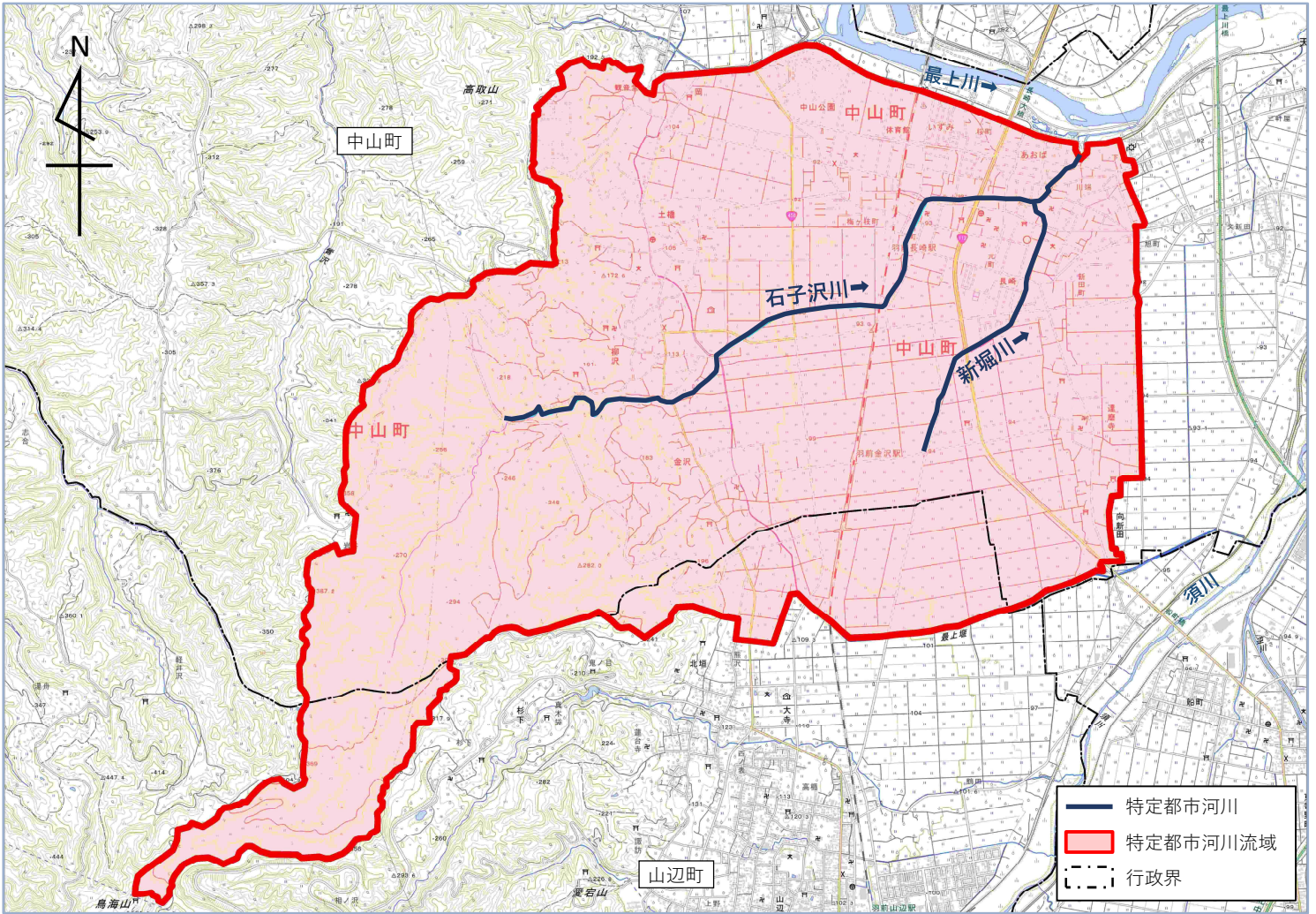
2. 石子沢川流域住民の生命を守るため**特定都市河川**に指定することを目指します。

石子沢川を特定都市河川に指定することで、これまで以上に実効性のある浸水被害の軽減を図る対策を進めていくことが可能となります。

指定後、被害の防止・軽減を図るための流域水害対策計画を策定し、浸水被害対策を推進していきます。



3. 浸水被害対策を実施していくために 特定都市河川流域が指定されます。



4. 流域内で雨水の浸透を阻害する行為には 山形県の許可が必要となります。

- 石子沢川が特定都市河川流域に指定されると、流域内の宅地等以外の土地で行う1000㎡以上の雨水浸透阻害行為(土地の締め固めや開発などにより雨水がしみ込みにくくなる行為)には山形県知事の許可が必要になります。
- 許可にあたっては雨水浸透阻害分を補うため雨水貯留浸透施設の設置が必要になります。
- 申請窓口での事前相談をお願いします。

■雨水浸透阻害行為の例

<p>「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更</p> <p>耕地 → 宅地</p>	<p>「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置</p> <p>林地 → 太陽光発電施設</p>
<p>ローラー等により土地を締め固める行為</p> <p>原野 → 資材置場</p>	<p>土地の舗装(不透水性の材料で覆うこと)</p> <p>資材置場 → 駐車場(未舗装)</p>

■対策工事の事例 (雨水貯留・浸透施設)



■既に着手している行為の許可の取扱い

特定都市河川浸水対策法第3条に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において次のいずれかに該当する行為については雨水浸透阻害行為の許可を要しません。

- (1)既に工事に着手している行為
- (2)都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- (3)事業採択されている等、既に事業化されている行為
- (4)都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

【問い合わせ先】

国土交通省 山形河川国道事務所 流域治水課 TEL : 023-688-8933
山形県 県土整備部 河川課 TEL : 023-630-2619